

緊急事態宣言発出を受けた施設の利用取り扱いについて

令和3年1月7日に発出された緊急事態宣言や、さいたま市新型コロナウイルス危機管理対策本部長指示等に基づき、今後の施設利用については下記のとおりといたします。

① 施設利用について

令和3年1月9日（土）から2月7日（日）までについて、午後8時以降を含む時間区分の新規施設予約については停止いたします。

また、既に施設予約を済ませているものについては、特に制限を行いませんが感染防止対策を厳格に行ったいただいたうえで、原則、午後8時までに退館いただくことでご利用いただけます。

すべての時間帯において、可能な限り利用内容にかかわらず定員の50%以内でのご利用をお願いいたします。

トレーニングルーム・書斎についても、午後8時までに退館いただくこととなりますので、2時間でのご利用をご希望の場合は午後6時までに利用申請をお願いします。午後6時以降の申請であった場合でも、午後8時までには利用を終了いただき退館をお願いいたします。

	午前	午後	夜間 ※1
新規予約	定員の50%以内での利用		中止
予約済	定員の50%以内での利用 ※2		

※1 2時間単位の部屋については、午後7時から午後9時までの時間帯。

※2 夜間の時間帯については、利用時間は午後8時までとなります。

② 還付申請について

令和3年1月9日（土）から2月7日（日）利用分については、還付申請期限を令和3年3月31日（水）まで延長いたします。

③ その他

このお知らせ以外の施設利用に関することについては、これまで掲示及び配布させていただいた10のお願いなどを改めてご覧いただき、ご理解・ご協力をお願いいたします。

片柳コミュニティセンター喫茶室及びロビーの利用についても原則、午後8時までのご利用となります。